

# ピアホームだより

2018. 7. 10

## 医療観察制度について

計画相談制度が入ってから、JHC板橋会との関わりが強くなり、精神障害者社会復帰における成果にも繋がって来ました。

精神障害者社会復帰の先駆者でもあるJHC板橋会は、その経緯から重い責任を引き受けなければいけないケースもあるように思います。

そんな責任の一端として、当施設において、触法患者の引き受けを検討することとしました。

導入にあたり、社会復帰調整官より制度の説明を受けましたので、この際、勉強してみたいと思います。

**1 医療観察制度は、精神障害が原因で大きな事件を起こした人が、その病気の治療をしながら社会復帰するための仕組みです。**

治療を継続し、同じような事件をくりかえさないよう、社会復帰調整官(保護観察所職員)を関わらせ、見守りを行い社会復帰へと道きます。

## 2 流れ

警察・検察の取り調べの後、心神喪失などで不起訴・無罪ならば、検察官による申し立て(検察官が分かるの?)により、鑑定入院(3か月)→審判期日→審判結果→入院治療・通院治療→処遇終了の流れになります。次にそれぞれを説明をします。

## 3 処遇決定

### ① 審判準備

鑑定医の鑑定、社会復帰調査官の生活環境調査、付添人(弁護士)活動があります。

### ② 審判期日

裁判官、精神保健審判員(精神科医)弁護人のもと、お話を聞きます。その他、検察官、社会復帰調整官、精神保健参与員なども参加します。

### ③ 処遇の決定

医療観察制度対象—入院・通院処遇  
対象外—不処遇・却下となります。

## 4 入院処遇

医師・看護師・パラメ職員の関わりと地域生活の準備など行うのは地域生活を目指す患者さんと同じですが、入院中より社会復帰調整官が様々な場面で関わります。

## 5 通院処遇から社会復帰へ

通院処遇は原則3年です。

通院と地域の支援者による援助を受け、適宜ケア会議を行い、生活と治療を考えて行きま  
す・社会復帰調整官が常に見守りを行っていき  
ます。

処遇機関の満了、処遇終了決定・処遇期間の延長(裁判所)がありますが、終了後も通院と地域の支援者による援助を受けながら、ケア会議で調整をして見守りを続けます。

<制度に関わる用語について>

### 精神保健観察

社会復帰調整官が、面接・家庭訪問・生活サポート・症状悪化への対応をする。

### クライシスプラン

症状が悪化した時の対応方向を書いた書  
処遇実施計画書(ケア会議で話し合う)

・目標・希望 ・治療の方法・回数 ・社会  
復、帰調整官の見守りの方法、回数 ・地  
域支援者が援助する方法、回数 ・緊急時  
対応など

## 今月の予定

<7月13日>入居予定者顧問医面接

<7月27日>Uさん引越し